

第 1 章
平成 31 年度
知的財産保護包括協力推進事業の概要

第1節 共同研究の背景と目的

我が国と既に深い経済的相互依存関係を有する中国では、世界の工場から世界の市場へと変貌する中で、製造業に限らない日系企業等の進出が一層見込まれる。日系企業等が活発な事業を展開していく前提として、中国における特許・商標・意匠等の産業財産権の迅速な権利化及び適切な保護が必要不可欠となっている。

中国における知的財産権制度は、WTO・TRIPS 協定への加盟以降、近年急速に整備されてきた。また、近年の中国における特許出願件数は2011年以降、世界第1位であり、その伸び率も顕著であり、中国における知的財産の重要性は非常に高まってきている。2019年9月末まで¹、中国における有効発明専利の件数は260.8万件、有効実用新型専利の件数は504.7万件、有効外観設計専利の件数は172.9万件である。また、商標領域においては、2019年9月末までの有効登録商標の件数が2416.3万件に達しており、2019年1月から9月における商標登録出願件数だけで、569.9万件になっており、商標登録件数が511.2万件に達している等、中国における知的財産権の重要性が益々顕著になっている。他方、制度上の差異に起因する質の低い実用新案権や意匠権による権利濫用のおそれや冒認商標問題、模倣品摘発など権利執行に係る問題等、法律の制度面での不備及び運用面での問題が少なくない状況にある。

一方、日本では、2002年に「知的財産基本法」が制定され、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策への取組が行われてきたが、2018年6月12日に、政府知的財産戦略本部は「知的財産政策ビジョン～「価値デザイン社会」を目指して～」を発表し、未来を見据えた価値デザイン社会の実現に向けた具体的な政策の方向性を示した。これに基づき、その後日本においては、知財立国を基盤とした価値デザイン社会の実現に向けた総合的且つ一貫した知的財産戦略に関する政策が推進されている。

日中における今後の知財戦略を考える上で、国際的な感覚が欠かせないところ、差し当たり特にアジアにおいて知財活動が活発である日中両国が交流を深め、知財政策を整備していくことが重要である。具体的には、知財に関する状況を中国政府関係機関、学術機関等と緊密に交流を行うことにより理解を深めることが何より重要であり、連携を深め、政策のベースとなる中国における公平な企業活動を行う面から産業財産権が適切に保護される事が重要になってきているといえよう。加えて、中国における、中国の法改正・司法解釈、法運用の抜本的な改善に資する調査・研究を実施する事が極めて有益になってきている。

よって、中国でこれまで進められてきた知的財産に関する取組・戦略について取りまとめを行うとともに、日本における「知的財産政策ビジョン」についての検証を行い、日中両国における今後の知財戦略を見据えて、知的財産の創造・保護・活用を更に発展せしめる知的財産制度を検証する事を目的に、日本・中国双方の有識者とともに日本・中国両国の知的財産施策の方向性の検証及び、それらに関する調査・研究を共同で実施した。

¹ 文中の中国における知的財産権に関する主な統計データは、以下に由来する。国家知識産研局「知識産権統計簡報」2019年21期（総21期）。

第2節 共同研究の概要

I. 実施事項

1. 中国政府関係機関・学術機関と連携した課題抽出と提言等

(1) 産業財産権法及び隣接法に係る制度・運用（審査・エンフォースメント等）適正化に資する共同研究の実施

(2) 産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関との意見交換の実施

(3) 共同研究の成果を踏まえた、制度改正時のパブリックコメント等への対応

(4) 改善提案内容の精査

2. 法・運用整備に係る中国知財関係者との知見の共有及び共通理解の向上

(1) 産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関・学術機関担当者等知財関係者の日本への招へい並びに日本の有識者及び日本のユーザー（出願人・弁理士等）との意見交換の実施

(2) 中国政府関係機関・学術機関等との共催による中国知財関係者を対象とした法制度・運用に係るワークショップの実施

3. その他共同研究を実施するための基礎調査

(1) 中国政府関係機関・学術機関との研究体制及びその成果を法改正に反映する手段に関する調査

(2) 共同研究の重点項目や優先項目に関する基礎調査

Ⅱ. 研究テーマと担当研究者

1. 特許法における間接侵害に関する研究

中国側	日本側
呉 漢東 教授（中南財經政法大学） 管 育鷹 教授（中国社会科学院） 顧 昕 副研究員（国家知識産権局 知識産権発展研究センター）	潮海 久雄 教授（筑波大学） 前田 健 准教授（神戸大学）

2. 外国著名商標の保護の在り方に関する研究

中国側	日本側
李 明德 教授（中国社会科学院） 曹 新明 教授（中南財經政法大学） 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）	小塚 莊一郎 教授（学習院大学） 宮脇 正晴 教授（立命館大学）

3. 企業の知財管理に関する研究

中国側	日本側
詹 映 教授（中南財經政法大学） 閻 文軍 教授（中国科学院）	菊池 純一 教授（青山学院大学） 金間 大介 教授（金沢大学）

第3節 研究者会議、ワークショップ、意見交換の概要

I. 用語

この事業における研究者会議、ワークショップ及び意見交換とは、以下のとおりである。

研究者会議とは、この事業の共同研究者により行われるもので、定められた研究テーマについて、研究テーマの進捗状況、研究内容の確認・議論等を行う会議である。

ワークショップ（討論会）とは、タイムリーなテーマを選定し、当該領域における日中両国の専門家を招き、報告を行い、当該報告に基づいて参加者全員が討論を行う会議であり、学識経験者、知的財産権制度策定・運用関係者、業界関係者等を参加者とする会議である。

意見交換を、日本の有識者及びユーザーとの意見交換と、中国政府関係機関の担当者等との意見交換とに分類する。日本の有識者及びユーザーとの意見交換とは、産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関・学術機関担当者等の知財関係者を日本に招へいし、日本の有識者又は出願人や弁理士等のユーザーと意見交換を行うものをいう。中国政府機関の担当者等との意見交換とは、共同研究の成果がまとまる時期に併せて、産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関等の担当者を招き、研究成果の報告を行い、意見交換を行うものをいう。

II. 研究者会議

1. 第一回会議

日時等：2019年6月23日（日曜日）（開催地：中国 深セン）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

全体会議と分科会（テーマ別に会場分けして行う会議）を開催した。

全体会議には日中共同研究者全員が参加して、各研究者が担当する研究テーマについて、問題意識や研究の方向性等を報告し、全員で議論を交わした。

全体会議終了後、共同研究者が研究テーマ毎に分かれて分科会に臨み、より深く議論を交わした。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 詹 映 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 専任研究員（社科院）、 閻 文軍 教授（中科院）、 顧 昕 副研究員（発展研究センター） ◆オブザーバー 鄧 儀友 処長（発展研究センター）、 王 曉涛 主管（国新南方発展研究センター）	◆共同研究者 小塚 莊一郎 教授（学習院大）、 菊池 純一 教授（青山学院大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 前田 健 准教授（神戸大）、 金間 大介 准教授（金沢大） ◆主催者 三平 圭祐 常務理事、 星野 昌幸 研究部長 ◆オブザーバー 足立昌聡 弁護士（インハウスハブ）、 白土 博之 班長（日本特許庁）、 山本 英一 部長（JETRO・北京）、 王 瑩 主管（JETRO・北京） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 池田 葉子 主任研究員、 小暮 和男 主任研究員 松尾 望 上席研究員

2. 第二回会議

日時等：2019年9月21日（土曜日）（開催地：日本 東京）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

本年度の研究テーマに関係する日中両国の実務家を招いて、実務的な観点から研究テーマに関する基調講演を行い、共同研究者と意見を交換した。また、意見交換終了後、共同研究者が研究テーマ毎に分かれ、実務家も交えて研究テーマについて議論を交わした。

各講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

- 「日本における特許権間接侵害に関する論点」 飯村 敏明 弁護士
- 「中国における間接侵害の紹介」 李 曉蕾 弁護士
- 「周知商標保護適格要件としての保護を求める国における「使用」－欧米での事例を中心に－」 佐藤 俊司 弁理士
- 「中国における外国馳名商標の保護」 鐘 鳴 シニア顧問

また事務局から基礎調査（中国における企業の知財管理に関する基礎調査、中国における外国著名商標の保護に関する基礎調査）の結果概要を説明した。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 詹 映 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 専任研究員（社科院）、 閻 文軍 教授（科学院）、 顧 昕 副研究員（発展研究センター） ◆実務家講演者 李 曉蕾 弁護士（北京華朗律師事務所）、 鐘 鳴 シニア顧問（永新智財律師事務所）	◆共同研究者 菊池 純一 教授（青山学院大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 前田 健 准教授（神戸大）、 金間 大介 准教授（金沢大） ◆実務家講演者 飯村敏明 弁護士（ユアサハラ法律事務所）、 佐藤俊司 弁理士（TMI総合法律事務所） ◆オブザーバー 白土 博之 班長（日本特許庁）、 豊嶋 佑介 係長（日本特許庁）、 足立 昌聡 弁護士 （インハウスハブ東京法律事務所）

	◆主催者 三平 圭祐 常務理事、 星野 昌幸 研究部長 ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 池田 葉子 主任研究員、 小暮 和男 主任研究員 松尾 望 上席研究員
--	---

3. 第三回会議

日時等：2020年1月5日（日曜日）（開催地：中国 北京）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

日中共同研究者全員で本年度の各研究テーマのまとめ案について議論し、各研究員が一年間の共同研究について振り返りを行った。

また、今後日中両国において共同研究すべきテーマに関する議論を交わした。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 詹 映 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 専任研究員（社科院）、 閻 文軍 教授（中科院）、 顧 昕 副研究員（発展研究センター） ◆オブザーバー 鄧 儀友 処長（発展研究センター）	◆共同研究者 小塚 莊一郎 教授（学習院大）、 菊池 純一 教授（青山学院大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 前田 健 准教授（神戸大）、 金間 大介 准教授（金沢大） ◆主催者 三平 圭祐 常務理事、 星野 昌幸 研究部長 ◆オブザーバー 田村 直寛 課長補佐（日本特許庁）、 山本 英一 部長（JETRO・北京）、 松本 要 部長（JETRO・香港）、 竹之内 正隆 副部長（JETRO・北京）、 蔣 春霞 主管（JETRO・北京）、 松原 陽介 一等書記官（在中国日本国大使館） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 池田 葉子 主任研究員、 小暮 和男 主任研究員

Ⅲ. ワークショップ（討論会）

1. ワークショップ

日時等：2019年6月22日（土曜日）（開催地：中国 深セン）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所／
中南財經政法大学 知識産権研究センター

協 賛：国新南方知識産権研究院

概 要：

「知能時代と知的財産権」をテーマとして掲げ、国境を越えたビジネスにおける知財保護の在り方や、先端技術と知財戦略について、日中両国の専門家により基調講演が行われ、講演内容を踏まえて活発に意見を交換した。

国境を越えたビジネスにおける知財保護の在り方に関しては、名古屋大学の鈴木将文教授が日本における特許権を例に国境を超える行為と知的財産権侵害について紹介され、AMT社（上海企源科技股份有限公司）の王玉栄 共同創設者から最近の中国における産業ネットワークの動向と知財産の統制の問題が紹介された。

先端技術と知財戦略に関しては、中国のインターネット業界を代表する企業の1つであるテンセント社の傘下にあるテンセント研究院の司曉 院長が中国における産業ネットワークの探索と実践について紹介され、日本の産業界を代表して、企業に所属する弁護士や弁理士で構成され、スタートアップのサポートを行っているインハウス法律事務所代表の足立昌聡 弁護士より日本における先端技術と知財戦略について紹介された。

なお、各講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

【国境を越えたビジネスにおける知財保護の在り方】

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ●「ネットワーク時代の仲裁のイノベーション」 | 安欣 副院長（深セン国際仲裁院） |
| ●「産業ネットワークの動向と知財産の統制の問題」 | 王玉栄 共同創設者（AMT諮問） |
| ●「国境を超える行為と知的財産権侵害－特許権を例として－」 | 鈴木将文 教授（名古屋大学） |

【先端技術と知財戦略】

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| ●「産業ネットワークの探索と実践」 | 司曉 院長（テンセント研究院） |
| ●「スマート製造と自主イノベーション」 | 欧陽渺安 総経理助理（工業富聯） |
| ●「人工知能の知的財産権への挑戦」 | 曹新明 教授（中南財經政法大学） |
| ●「先端技術と知財戦略」 | 足立昌聡 弁護士
（インハウス法律事務所東京法律事務所） |

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 詹 映 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 専任研究員（社科院）、 閻 文軍 教授（中科院）、 顧 昕 副研究員（発展研究センター） ◆講師（中国側） 安 欣 副院長（深セン国際仲裁院）、 王 玉榮 共同創設者（AMT諮問）、 司 曉 院長（テンセント研究院）、 欧陽 渺安 総経理助理（工業富聯）、 曹 新明 教授（再掲）（中南） ◆会議参加者（中国側） 国家知識産権局、深セン市知識産権局、 深セン市中級人民法院、深セン国際仲裁院、 深セン市南山区科技創新局、 国家知識産権局 知識産権発展研究センター、 国新南方知識産権研究院、 テンセント研究院、広東外語外貿大学、 ファーウェイ・テクノロジーズ 等から120名の出席者	◆共同研究者 小塚 莊一郎 教授（学習院大）、 菊池 純一 教授（青山学院大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 前田 健 准教授（神戸大）、 金間 大介 准教授（金沢大） ◆講師（日本側） 鈴木将文 教授（名古屋大学）、 足立昌聡 弁護士（インハウスハブ） ◆主催者 三平 圭祐 常務理事、 星野 昌幸 研究部長 ◆オブザーバー（日本側） 白土 博之 班長（日本特許庁）、 山本 英一 部長（JETRO北京）、 王 瑩 主幹（JETRO北京） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 池田 葉子 主任研究員、 小暮 和男 主任研究員、 松尾 望 上席研究員

IV. 日本の有識者及びユーザーとの意見交換

1. 訪問形式の意見交換

日 時：2019年9月20日（金曜日）午前

訪問先：パナソニック株式会社

概 要：

パナソニック株式会社の知的財産センター 松阪所次長よりまずパナソニック社の歴史、現在の実情についてご紹介があり、続いて海外知財戦略や、知財環境の変化に対応する取組みを、それぞれ実務的な観点からご説明頂き、その上で中国側の共同研究者と意見を交換した。

その後、パナソニック社のコーポレートショールームを見学し、新たな技術により開発された最新の商品等について理解を深めた。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 曹 新明 教授（中南）、 詹 映 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 専任研究員（社科院）、 閻 文軍 教授（中科院）、 顧 昕 副研究員 （発展研究センター） ◆研究者会議の中国側講師 李 曉蕾 弁護士 （北京華朗律師事務所）、 鐘 鳴 シニア顧問 （永新智財律師事務所）	◆パナソニック株式会社 松阪 博実 知的財産センター 所次長、 小林 義典 中国・北東アジア社 知的財産センター 主幹、 高橋 弘史 パナソニック IP マネジメント（株） グローバルポートフォリオ開発部 部長、 林 健一郎 知的財産センター 知財戦略部 渉外課 課長、 加藤 哲也 知的財産センター 知財戦略部 渉外課 主幹知財技師、 樋地 優香 知的財産センター 知財戦略部 渉外課 主任知財技師 ◆共同研究者 小塚 莊一郎 教授（学習院大）、 菊池 純一 教授（青山学院大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 金間 大介 准教授（金沢大） ◆オブザーバー（日本側） 白土 博之 班長（日本特許庁）、 豊嶋 佑介 係長（日本特許庁） ◆事務局 星野 昌幸 研究部長、 井手 李咲 主任研究員、 池田 葉子 主任研究員、 小暮 和男 主任研究員

2. 会議形式の意見交換

日時等：2019年9月20日（金曜日）（開催地：日本 東京）

主 催：一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

産業界や実務界を代表して、一般社団法人日本知的財産協会（JIPA）、日本商標協会の担当者により講演が行われた。具体的な内容は、訂正審判制度の創設に関する要望として、産業界が考える専利付与後に専利権者が自発的に補正できる規定がないことについての問題意識や、日本での取り組みについてご紹介がなされ、実務的な観点から中国馳名商標と日本の周知商標・著名商標の概念を判例を交え説明された。講演後は、日中両国の共同研究者が、産業界や実務界の知財担当者と意見を交換した。

なお、講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

●「未定専利法下部規則の改正に関する産業界の要望」

JIPA 法改正 SWG ・ 森岡 悠太 メンバー(㈱フジクラ)

●「周知著名商標の保護～実務上の観点から」

日本商標協会 中山 健一 弁理士・米国弁護士(杉村萬国特許法律事務所)

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 曹 新明 教授（中南）、 詹 映 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 専任研究員（社科院）、 閻 文軍 教授（中科院）、 顧 昕 副研究員（発展研究センター） ◆研究者会議の中国側講師 李 曉蕾 弁護士（北京華朗律師事務所）、 鐘 鳴 シニア顧問（永新智財律師事務所）	◆共同研究者 小塚 莊一郎 教授（学習院大）、 菊池 純一 教授（青山学院大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 金間 大介 准教授（金沢大） ◆講演者 森岡 悠太 法改正 SWG メンバー(㈱フジクラ)、 中山 健一 弁理士・米国弁護士（日本商標協会、 杉村萬国特許法律事務所） ◆主催者 三平 圭祐 常務理事、 星野 昌幸 研究部長 ◆オブザーバー 白土 博之 班長(日本特許庁) 豊嶋 佑介 係長(日本特許庁)

	◆会議参加者（日本側） ・日本知的財産協会（JIPA） 吉原 利樹 東アジア WG リーダー (東芝 IPR ソリューション(株))、 北島 穂高 法改正 SWG メンバー（東レ(株)）、 伊藤 寛 事務局長代行（知的財産協会） ・日本商標協会 富岡 英次 副会長・弁護士 (中村合同特許法律事務所)、 荒俣 智子 副会長（帝人(株)知的財産部 知財 管理室商標・ブランド推進チーム長/総務チーム 長）、 黒田 亮 外国商標制度部会部会長（ユアサハラ 法律特許事務所 弁理士）、 佐藤 俊司 国際活動委員会委員長（TMI 総合法 律事務所 弁理士）、 長澤 洋介 模倣対策部会部会長（カシオ計算機 (株)法務・知的財産統轄部 法務部ブランド法務室)、 松井 宏記 関西支部支部長（レクシア特許法律 事務所 弁理士）、 香原 修也 法制度研究部会長・弁理士 (秀和特許事務所)、 杜 潔 外国商標制度部会・弁理士 (創英国際特許法律事務所)、 ◆事務局 - 井手 李咲 主任研究員、 - 池田 葉子 主任研究員、 - 小暮 和男 主任研究員 - 松尾 望 上席研究員
--	--

V. 中国政府関係機関との意見交換

1. 会議形式の意見交換

日時等：2020年1月4日（土曜日）～5日（日曜日）（開催地：中国 北京）

主 催：中国社会科学院 知識産権センター

概 要：

中国の政府関係者等を会場に招き、日中共同研究者が、それぞれ担当する研究テーマに関する共同研究の成果を報告した。これらの研究成果の発表に基づいて、中国の政府関係者等と意見を交換し、双方の共通理解を深めた。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 詹 映 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 専任研究員（社科院）、 閻 文軍 教授（中科院）、 顧 昕 副研究員（発展研究センター） ◆会議参加者（中国側） 国家知識産権局、最高人民法院、北京市高級人民法院、 天津市高級人民法院、北京知識産権法院、 上海知識産権法院、北京市延慶区人民法院、 商標評審委員会、中華商標協会、清華大学、 中国政法大学、中国科学院大学、天津大学、 中央財經大学、北京理工大学、北京化工大学、 對外経貿大学、北京第二外語大学、アリババ社、 北京聯德律師事務所、北京環球律師事務所、 華進聯合專利商標代理有限公司 等から38名の出席者	◆共同研究者 小塚 莊一郎 教授（学習院大）、 菊池 純一 教授（青山学院大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 前田 健 准教授（神戸大）、 金間 大介 准教授（金沢大） ◆主催者 三平 圭祐 常務理事、 星野 昌幸 研究部長 ◆会議参加者（日本側） 田村 直寛 課長補佐（日本特許庁）、 松原 陽介 一等書記官 （駐中国日本国大使館）、 松本 要 部長（JETRO・香港）、 山本 英一 部長（JETRO・北京）、 竹之内 正隆 副部長（JETRO・北京）、 王 瑩 主幹（JETRO・北京） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 池田 葉子 主任研究員、 小暮 和男 主任研究員

2. 訪問形式の意見交換

日時等：2020年1月6日（月曜日）

訪問先：最高人民法院知識産権法廷

概 要：

最高人民法院知識産権法廷を訪問し、同広報エリアや先進的な設備を備えた法廷を見学するとともに、最高人民法院副院長で知識産権法廷長の羅東川大法官を始めとする裁判官から最近の取り組みなどの紹介を受けた。裁判ルールの統一化を目的に、高級人民法院を経ず最高人民法院で審理するためのこの知識産権法廷は、2019年1月1日に設立されて以来、1年で2千件の技術専門性の高い案件の上訴を受理したと紹介があった。今後も、日中における交流を続け、共通理解を深めたいとのことであった。

翌7日の新聞「人民法院報」には、訪問の様子が紹介された。

出席者：

中国側	日本側
◆最高人民法院知識産権法廷 羅東川 大法官（最高人民法院 副院長、最高人民法院知識産権法廷 法廷長）、 王 闖 一級高級法官（最高人民法院知識産権法廷 副法廷長）、 周 翔 一級高級法官（最高人民法院知識産権法廷 副法廷長）、 朱 理 高級法官（最高人民法院知識産権法廷）、 徐卓斌 法官（最高人民法院知識産権法廷）、 孔立明 法官（上海市高級人民法院）、 雷艷珍 法官（天津市高級人民法院） ◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南）、 曹 新明 教授（中南）、 詹 映 教授（中南）、 李 明德 教授（社科院）、 管 育鷹 教授（社科院）、 張 鵬 専任研究員（社科院）、 閻 文軍 教授（中科院）、 顧 昕 副研究員（発展研究センター）	◆共同研究者 菊池 純一 教授（青山学院大）、 潮海 久雄 教授（筑波大）、 宮脇 正晴 教授（立命館大）、 前田 健 准教授（神戸大）、 金間 大介 准教授（金沢大） ◆オブザーバー（日本側） 田村 直寛 課長補佐（日本特許庁） 山本 英一 部長（JETRO・北京）、 松原 陽介 一等書記官（駐中国日本国大使館）、 竹之内 正隆 副部長（JETRO・北京）、 楊 蕊（JETRO・北京） 三平 圭祐 常務理事（知財研）、 星野 昌幸 研究部長（知財研） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 池田 葉子 主任研究員、 小暮 和男 主任研究員